

コード表（「Ⅱ 就職」職種番号、業種番号 関係）

A 職種番号 - 日本標準職業分類 -

職種分類		番号	
<b>専門的・技術的職業従事者</b>			
研究者 *1)大学、大学共同利用機関、独立行政法人等の公的研究機関 *2)研究グループのリーダー・主任研究員等	研究機関等*1 で研究に従事	管理的な職*2 にある者	a01
		管理的な職*2 にない者	b01
	上記以外の研究機関等で研究に従事する者		c01
	日本学術振興会特別研究員 (PD・SPD)		d01
農林水産技術者		102	
製造技術者(開発)	機械	103	
	電気	104	
	化学	105	
	その他	106	
製造技術者(開発除く)	機械	107	
	電気	108	
	化学	109	
	その他	110	
建築・土木・測量技術者		111	
情報処理・通信技術者		112	
その他の技術者		113	
教員 *教員のいずれかに該当する場合、B業種番号は、学校教育の“29”を選択してください。	幼稚園	114	
	小学校	115	
	中学校	116	
	高等学校	117	
	中等教育学校	118	

職種分類		番号
教員 *教員のいずれかに該当する場合、B業種番号は、学校教育の“29”を選択してください。	高等専門学校	119
	短期大学	120
	大学	121
	特別支援学校	122
	その他	123
医師、歯科医師、獣医師、 薬剤師	医師、歯科医師	124
	獣医師	125
	薬剤師	126
保健師、助産師、看護師		127
医療技術者		128
その他の保健医療従事者	栄養士	129
	その他	130
美術・写真・デザイナー・音楽・舞台		131
その他の専門的・技術的職業従事者		132
管理的職業従事者(※会社・団体等の役員・経営者等)		133
事務従事者		134
販売従事者		135
サービス職業従事者		136
保安職業従事者		137
農林漁業従事者	農林業従事者	138
	漁業従事者	139
生産工程従事者		140
輸送・機械運転従事者		141
建設・探掘従事者		142
運搬・清掃等従事者		143
表記されている職種以外		144

B 業種番号 - 日本標準産業分類 -

業種分類		番号
農業、林業		1
漁業		2
鉱業・採石業・砂利採取業		3
建設業		4
製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	5
	繊維工業	6
	印刷・同関連業	7
	化学工業、石油・石炭製品製造業	8
	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業	9
	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	10
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	11
	電気・情報通信機械器具製造業	12
	輸送用機械器具製造業	13
	その他の製造業	14
電気・ガス・熱供給・水道業		15
情報通信業		16
運輸業・郵便業		17
卸売業、小売業	卸売業	18
	小売業	19

業種分類		番号
金融業、保険業	金融業	20
	保険業	21
不動産業、物品賃貸業	不動産取引・賃貸・管理業	22
	物品賃貸業	23
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	24
	法務	25
	その他	26
宿泊業、飲食サービス業		27
生活関連サービス業、娯楽業		28
教育、学習支援業	学校教育	29
	その他の教育、学習支援業	30
医療、福祉	医療業、保健衛生	31
	社会保険・社会福祉・介護事業	32
複合サービス事業		33
サービス業	宗教	34
	その他のサービス業	35
公務 *	国家公務	36
	地方公務	37
表記されている業種以外		38

\*公務は、他に分類されない場合のみ選択してください。（例：公立の学校教員の場合は、「学校教育」を選択）